

## 美瑛町未来につなぐ農業支援事業補助金公募要領

本町では、10年先を見据えた農業経営を行う農業者や生産組織等が実施する本町農業の持続的な発展に資する取組を奨励するため、経営発展を目指して実施する労働力の確保、省力化を図るための機械導入、農畜産物の加工販売に係る整備等に係る経費の一部を支援します。

この要領では、美瑛町未来につなぐ農業支援事業補助金交付要綱に基づき、美瑛町未来につなぐ農業支援事業の補助事業者を選定するために必要な事項を定めるものとします。

### 1. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の要件を満たす方とします。

- (1) 認定農業者、その他町長が認める農林業者であること
- (2) 前年の農林畜産物等（加工品を含む。）の販売金額の合計が200万円を超えていること
- (3) 同一世帯員を含め町税（国民健康保険料を含む。）に滞納がないこと。ただし、生産組織、農業者団体又は農業団体にあつては、当該団体として町税の滞納がないこと
- (4) 本事業の補助金の交付を受けたことがないこと

### 2. 補助対象事業及び対象経費

事業区分に応じて必要となる次に掲げる経費を補助対象経費とします。なお、国、北海道又はその他の機関の助成を受ける事業は対象事業として認められません。

#### (1) 農林業経営発展奨励事業

事業区分	補助対象経費
生産施設整備に関する事業	省力化を図るための圃場や施設整備、機械等の導入に係る経費等
林業振興に関する事業	①担い手の確保に係る経費等 ②省力化を図るための機械の導入に係る経費等
花き、そ菜、園芸作物、特産物等開発振興に関する事業	新たな振興作物の苗代、施設・機械等の導入に係る経費等
観光農園等に関する事業	①観光農園として施設環境整備に要する経費等 ②観光と農業の融和構築に係る経費等
その他町長が特に必要と認める事業	①安定した労働力確保に係る経費 ②ICTを活用したスマート農業に係る端末や機械、周辺設備等に係る経費 ③鳥獣被害対策として国・道の事業に該当しない先進的な柵・ワナ等の導入・捕獲獣の活用に係る経費 ④障がい者の受入れに伴う環境整備等に係る経費 ⑤担い手や労働者確保に向けた募集や労務環境の改善等に係る経費 ⑥輸出を含めた独自の販路拡大に要する経費

	⑦小規模基盤整備（農地土砂流出防止対策支援事業対象外）に係る経費 ⑧環境保全（農業用廃プラスチック処理施設の焼却炉整備等）に係る経費 ⑨遊休農地山林化等の荒廃農地の発生防止・解消に要する経費 ⑩研修・先進地視察に係る経費 ⑪その他
--	---

(2) 農畜産物加工整備投資奨励事業

事業区分	補助対象経費
花き、そ菜、園芸作物、特産物等開発振興に関する事業	自ら生産した農作物等の加工販売に要する機械導入等の経費等

(注) 上記に掲げる経費においても、下記に該当する経費は補助対象経費として認められません。

- ①本事業の目的に合致しないもの
- ②必要な経理書類（領収書等）を用意できないもの
- ③交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ④農業の用途以外での用途に供されるような汎用性の高い機械、設備等の整備に要するもの
- ⑤単に施設や機械等を更新するための費用
- ⑥電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑦事務用品等の消耗品代
- ⑧茶菓、飲食、接待等の費用
- ⑨不動産の購入費、取得費及び賃借料
- ⑩金融機関への振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料
- ⑪本事業の遂行に必要なではない公租公課
- ⑫各種保証・保険料
- ⑬役員報酬、直接人件費
- ⑭光熱水費
- ⑮法定耐用年数を経過した中古品を購入するもの
- ⑯上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

3. 補助率及び補助額

(1) 農林業経営発展奨励事業

補助対象経費の1/2以内。補助上限額は150万円以内。

(2) 農畜産物加工整備投資奨励事業

補助対象経費の1/2以内。補助上限額は、法人200万円以内、個人150万円以内。

#### 4. 事業実施期間

交付決定日から令和4年3月31日（木）までとします。

#### 5. 申請書類の受付

(1) 下記の期間、場所において申請書類を受け付けます。所定の申請書及び関係書類をご用意の上、農林課農業振興係までご持参ください。

期間：令和3年11月15日（月）～令和3年11月19日（金）

午前9時から午後4時まで

場所：美瑛町役場3階 農林課

(2) 申請書の様式は、美瑛町のホームページからダウンロードできるほか、農林課農業振興係でも配布します。

#### 6. 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第1号の1）
- (3) 事業予算書（別記様式第1号の2）
- (4) 納税対応状況申出書（別記様式第2号）
- (5) 前年度の決算関係書類
- (6) 定款、団体規約の写し（法人等の場合）
- (7) 事業対象経費に係る見積書等
- (8) 成果目標の現状値を確認するための書類

#### 7. 成果目標の設定

- (1) 申請者は、別表1に掲げるそれぞれの事業区分に設定された成果目標の中から1つを選択して、事業計画書（別記様式第1号の1）の成果目標を設定してください。
- (2) 成果目標の設定に際して、現状値は直近年における実績値とし、事業実施年度から5年間の目標を設定するものとします。
- (3) 現状値、成果目標等について、別表2に掲げる配分基準表によりポイントを配分します。  
なお、スマート農業の導入、農福連携の実施、女性農業者の参画についてはポイントを加算します。

#### 8. 申請内容の審査

##### (1) 審査方法

申請者から提出された申請書類について、補助対象者の要件等の確認をした上で、次項に定める審査基準により美瑛町未来につなぐ農業支援事業補助金審査会にて審査します。

町の補助額が予算の範囲を超えた場合は、配点されたポイントの高い順に採択することとします。合計ポイントが同じ点数となった場合は、現状値のポイントが高い方を採択することとし、現状値も同じ点数となった場合は、農業所得が500万円に近い方を採択します。また、農業所得も同じである場合は、審査会において協議し、採択順位を決定します。

## (2) 審査基準

- ①本事業の目的を理解し、これに沿った取組であるか。
- ②事業計画書に記載された内容が、設定された目標の達成に向けて適切なものか、また実現可能性はあるか。
- ③事業予算書に記載された事業経費の積算が妥当であり、事業費の効率的な執行が見込まれるか。

## 9. 消費税の取り扱いについて

納税状況申出書（別記様式第2号）において「1 免税事業者」「2 簡易課税制度適用者」に該当する場合には、消費税の確定申告時に本事業実施に伴う仕入控除税額の控除を受けないため、消費税を含めた事業費が補助対象となります。

「3 一般事業者」の場合には、一般的に消費税の確定申告において、本事業実施に伴う仕入控除の適用を行い、消費税の還付を受けることから、事業費のうち消費税額は補助対象経費に該当しません。

### 【問合せ先】

美瑛町役場農林課農業振興係

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号

電話 0166-92-4391／FAX 0166-92-4414

(別表1)

1 農林業経営発展奨励事業

事業区分	対象経費	成果目標
1 生産施設整備に関する事業	省力化を図るための圃場や施設整備、機械等の導入に係る経費等	○付加価値の向上 ○経営規模の拡大 ○労働時間の削減
2 林業振興に関する事業	(1)担い手の確保に係る経費等 (2)省力化を図るための機械の導入に係る経費等	○付加価値の向上 ○雇用の増加 ○労働時間の削減
3 花き、そ菜、園芸作物、特産物等開発振興に関する事業	(1)新たな振興作物の苗代、施設・機械等の導入に係る経費等	○付加価値の向上 ○経営規模の拡大 ○労働時間の削減
	(2)自ら生産した農作物等の加工販売に要する機械導入等の経費等	○付加価値の向上 ○雇用の増加 ○交流人口の増加
4 観光農園等に関する事業	(1)観光農園として施設環境整備に要する経費等 (2)観光と農業の融和構築に係る経費等	○付加価値の向上 ○雇用の増加 ○交流人口の増加
5 その他町長が特に必要と認める事業	(1)安定した労働力確保に係る経費 (2)ICTを活用したスマート農業に係る端末や機械、周辺設備等の経費 (3)鳥獣被害対策として、国・道の事業に該当しない先進的な柵・ワナ等の導入・捕獲獣の活用に係る経費 (4)障がい者の受入れに伴う環境整備等に係る経費 (5)担い手や労働者確保に向けた募集に係る経費や労務環境の改善等に係る経費 (6)輸出を含めた独自の販路拡大に要する経費 (7)小規模基盤整備（農地土砂流出防止対策支援事業対象外）に係る経費 (8)環境保全（農業用廃プラスチック処理施設の整備等）に係る経費 (9)遊休農地山林化等の荒廃農地の発生防止・解消に要する経費 (10)研修・先進地視察に係る経費 (11)その他	○付加価値の向上 ○経営規模の拡大 ○雇用の増加 ○労働時間の削減 ○交流人口の増加 ○鳥獣被害の減少 ○農林産物の輸出の増加 ○農林業廃棄物の減少 ○荒廃農地化の抑制面積

2 農畜産物加工整備投資奨励事業

事業区分	対象経費	成果目標配分基準
花き、そ菜、園芸作物、特産物等開発振興に関する事業	・自ら生産した農作物等の加工販売に要する機械導入等の経費 ・新商品の開発や新たな市場開拓等に係る経費	○付加価値の向上 ○雇用の増加 ○交流人口の増加

(別表2)

現状値ポイント

現状値ポイントは、以下のとおりとする。

現状値	現状の水準	点数
農業所得の水準	直近年における申請者の1人当たり又は1経営体当たりの農業所得が、次のいずれかとなっていること。 ① 150万円未満 ② 150万円以上300万円未満 ③ 300万円以上450万円未満 ④ 450万円以上550万円未満 ⑤ 550万円以上650万円未満 ⑥ 650万円以上750万円未満 ⑦ 750万円以上850万円未満 ⑧ 850万円以上950万円未満 ⑨ 950万円以上	3点 4点 5点 6点 5点 4点 3点 2点 1点

成果目標ポイント

事業区分に応じて別表1に掲げる成果目標を1つ選択するものとする。

成果目標	現状の水準	点数
付加価値の向上	目標年度における付加価値額又は1人当たりの付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 ① 3%以上 ② 5%以上 ③ 10%以上 ④ 15%以上 ⑤ 20%以上	1点 2点 3点 4点 5点
経営規模の拡大	目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 (経営面積) ① 1ha以上 ② 2ha以上 ③ 3ha以上 ④ 4ha以上 ⑤ 5ha以上 (飼養頭数) ① 3%以上 ② 5%以上 ③ 7%以上 ④ 10%以上 ⑤ 15%以上	1点 2点 3点 4点 5点 1点 2点 3点 4点 5点
雇用の増加	目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれかに設定されていること。 ① 1名増	1点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 2名増</li> <li>③ 3名以上増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3点</li> <li>5点</li> </ul>
労働時間の削減	<p>目標年度における1人当たり労働時間の削減率が次のいずれかに設定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2%以上</li> <li>② 4%以上</li> <li>③ 6%以上</li> <li>④ 8%以上</li> <li>⑤ 10%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1点</li> <li>2点</li> <li>3点</li> <li>4点</li> <li>5点</li> </ul>
交流人口の増加	<p>目標年度において、本事業の取組により整備された施設等の交流人口の増加率が、次のいずれかに設定されていること。過去に入込実績がない場合は、新たに生じる年間の交流人口の数が、次のいずれかに設定されていること。</p> <p>(交流人口の増加率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3%以上</li> <li>② 5%以上</li> <li>③ 10%以上</li> <li>④ 15%以上</li> <li>⑤ 20%以上</li> </ul> <p>(新たに生じる交流人口の数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 100人以上</li> <li>② 200人以上</li> <li>③ 300人以上</li> <li>④ 500人以上</li> <li>⑤ 800人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1点</li> <li>2点</li> <li>3点</li> <li>4点</li> <li>5点</li>   <li>1点</li> <li>2点</li> <li>3点</li> <li>4点</li> <li>5点</li> </ul>
鳥獣被害の減少	<p>目標年度における鳥獣被害の被害面積又は被害額の削減率が、次のいずれかに設定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3%以上</li> <li>② 5%以上</li> <li>③ 10%以上</li> <li>④ 15%以上</li> <li>⑤ 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1点</li> <li>2点</li> <li>3点</li> <li>4点</li> <li>5点</li> </ul>
農林産物の輸出の増加	<p>目標年度における農林産物の輸出向け出荷額の増加率が、次のいずれかに設定されていること。新規の取組又は直近の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合が、次のいずれかに設定されていること。</p> <p>(輸出向け出荷額の増加率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3%以上</li> <li>② 6%以上</li> <li>③ 9%以上</li> <li>④ 12%以上</li> <li>⑤ 15%以上</li> </ul> <p>(総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1点</li> <li>2点</li> <li>3点</li> <li>4点</li> <li>5点</li>   <li>1点</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 2%以上</li> <li>③ 3%以上</li> <li>④ 4%以上</li> <li>⑤ 5%以上</li> </ul>	<p>2点</p> <p>3点</p> <p>4点</p> <p>5点</p>
農林業廃棄物の減少	<p>目標年度における農林業廃棄物の処理費用の削減率が、次のいずれかに設定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3%以上</li> <li>② 5%以上</li> <li>③ 10%以上</li> <li>④ 15%以上</li> <li>⑤ 20%以上</li> </ul>	<p>1点</p> <p>2点</p> <p>3点</p> <p>4点</p> <p>5点</p>
荒廃農地化の抑制面積	<p>目標年度における荒廃農地化の抑制面積が、次のいずれかに設定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 h a</li> <li>② 2 h a</li> <li>③ 3 h a</li> <li>④ 4 h a</li> <li>⑤ 5 h a</li> </ul>	<p>1点</p> <p>2点</p> <p>3点</p> <p>4点</p> <p>5点</p>

#### 加算ポイント

現状値ポイント及び成果目標ポイントに加え、以下の取組にはポイントを加算する。

項目	内容	点数
スマート農業の導入	I C Tを活用したスマート農業技術の導入に係る取組を行う場合	2点
農福連携の取組	<p>以下の要件を満たし、かつ障害者を受け入れるために必要となる環境整備等の取組を行う場合。</p> <p>1名以上障がい者を雇用（取組の完了後に1名以上障害者を雇用し、その障がい者が農作業に従事することが確実な場合も、これに該当するものとする。）し、その障がい者が農作業に従事していること。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は、委託する作業時間が年間延べ450時間につき、1名の障がい者を雇用とみなすことができるものとする。</p>	1点
女性農業者の参画	<p>次のいずれかに該当する取組を行っている場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 女性が経営の主権を有していること。</li> <li>② 代表者が女性、又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人等であること</li> <li>③ 法人等であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること</li> </ul>	1点